

県民生活審議会  
第2回 参画・協働推進専門委員会の議事録

- . 日 時 平成15年6月20日(金) 10:00~12:00
- . 場 所 兵庫県公館 第2会議室
- . 出席者 委員：  
小西委員長、山下副委員長  
今崎委員、北野委員、小林委員、白川委員、野崎委員、野々山委員、  
速水委員、宮道委員、室崎委員、門上委員  
県：  
清原理事(参画と協働・男女共同参画社会担当) 井筒県民政策部長、  
藤井参画協働課長、沖本参画協働課参画協働システム係長

. 主な内容

1. 開会

2. 資料説明

- ・ 事務局から、資料1~資料2-2、参考資料1~参考資料5を使って説明

3. 議事

(委員長)

- ・ それでは、協議に入りたい。
- ・ 事務局の説明に対する質問も含めて、どなたからでもご自由にご意見をお願いしたい。

(A委員)

- ・ 「県民の参画と協働の推進に関する条例」が制定される前後で県の施策はそれほど変わっていないのではないかと思う。条例制定後、委員公募の推進、パブリックコメントなどを推進されているが、それ以外に新たな取り組みがあれば教えてほしい。
- ・ 【参考資料4】に「(市の立場からすると)地域での自治会の存在は無視できず、自治会を窓口にせざるを得ない」とあるが、自治会、婦人会などの既存の組織とNPOなど新しい公を担う新しい組織との連携の動きはこれまでであったのか、それとも条例で促していくのか。

(事務局)

- ・ 現在、地域づくり活動登録、委員公募の推進、パブリックコメントの推進などに新たに取り組んでいる。この委員会でいただいたご意見を支援指針・推進計画に反映し、来年度以降、施策として実施していきたい。

- ・ 自治会、婦人会等の地域団体と NPO との連携については、婦人会とボランティアグループの連携の取り組みとして、震災直後に引越しボランティアなどが見られた。
- ・ これは非常時での連携だが、平常時での連携としては、県民生活審議会でご提言を頂いた内容に基づき、本年度始動した地域団体活動パワーアップ事業を通じて、それぞれの地域で、各地域団体とその地域の NPO が事業の共同提案をするなどの連携の動きが見られる。まだまだこれからの分野であるが、連携の動きは芽生えつつある状況である。

(A 委員)

- ・ 従来県の施策について棚卸をやって、新しいものを生み出していくことも一つの手法である。

(事務局)

- ・ 県の財政は逼迫している。県行政を時代に合った形に見直そうとしているのが行革をはじめとした今の取り組みである。

(B 委員)

- ・ 参画・協働の担い手は、個人も一つのセクターではあろうが、個人が基本とは思っていない。行政、個人、自治会などの地域団体、NPO、ボランティア団体、地域の企業、地域のミニコミ紙や地方紙といったメディア、この6つの各セクターが対等な関係を築くことが県民と県民のパートナーシップにおいて基本となる。
- ・ 自治会、婦人会等の既存の地域団体と新しいボランティア団体等の組織が尊重し合いながら、相互に信頼し、お互いの良いところを活かすようなコーディネート機能をしっかりつくるのが県民と県民のパートナーシップに重要なことである。
- ・ 支援のしくみづくりについて、参画と協働を円滑に進めるためのコーディネーターや中間支援組織の育成など新しいコーディネートのしくみをつくるのが重要である。

(C 委員)

- ・ 参画・協働の成功事例として、アメリカでは、社会的弱者である移民に地域貢献してもらった事例や、過疎地域でクリスマスにイルミネーションを飾ってもらい、まちを活性化させた事例がある。
- ・ 日本では、行政主導で住民はそれに付いていくという考えが主流だが、アメリカでは住民が主導である。アメリカでは各ボランティア団体が横の連携をとることでスピーディに物事が運ぶ。また、ボランティアは、日本では無償と思われがちだが、アメリカでは安価な料金に設定されている有償なものもボランティアである。ボランティア団体の連携を進めていくために、ボランティアに対する意識変革も大事である。

(D 委員)

- ・ これまでの歴史があるので、地域団体とボランティア団体は、今のところ対等の連携というわけにはいかない。私は、婦人会を手のひら、各女性団体を指に例えたが、指が大きくなって、将来的にはそれぞれが手のひらとなればいいが、今はまだその段階にない。
- ・ 市では、財政状況が厳しく、活動補助金が何でもカットになっている。パワーアップ事業は、以前と同じ活動では、補助が出ないというが、以前からやっていることで良いことも多い。何のための補助で何が大切かをよく考えた運用を図っていただきたい。
- ・ 例えば、県民局が団体に出かけて書類を作成してあげる出前サービスをしてはどうかと県民局に提言したことがある。熱心に活動しているところは、書類作成とかが得意ではないので、こういうことをしていかないと、良い活動をしているところに補助が出ないことになってしまう。現在ある良いところも残していくことを考えてほしい。
- ・ 今は不況だと言われているが、定職に就かないフリーターが増えていると聞いている。私たちの時代には一応の生活をして、土地を買って、家を建てて、子供にはきちんとした服装をさせてという一つの夢、一つの目標があった。今の若い人たちにはそれがない。参画と協働はそういうものを見つけられる、新しいライフスタイルをつくり上げるための一つのきっかけとなるのではないか。

(委員長)

- ・ 中間支援組織の話が出たが、それが何なのかをコンセプトとしてみんなで共有しないといけないのではないか。
- ・ また、情報の共有とって情報をオープンにしても、理解できないような情報をいくらオープンにしたって仕方がない。わかりやすい情報を出していくことが重要である。

(E 委員)

- ・ 【参考資料4】に「都市部と郡部では条例の受け止め方が違う」という記載があるが、阪神間では、組織の顔と中身が見えないので、信頼が生まれにくい。一方、郡部では、誰が言っているのか、顔が見えずに連携できない。このような状況の中で、どのように連携するかが課題である。
- ・ 例えば、全県規模の団体・事務局に情報をうまくつなげる役割を果たすコーディネート機能を持っている人を配置することなどが考えられる。

(委員長)

- ・ 自治会の加入率は地域によって異なる。復興住宅で自治会をつくらうという動きがあったが、これは自治会に代わるものがないためである。本当につくる必要はあるのか。
- ・ みんなの中でイメージできる既存の組織があるのか。組織のイメージを変えても良

いのではないか。どう変えるのか議論しても良いのではないか。

(F 委員)

- ・ まちづくりを議論していくと、新たなテーマ型団体と既存団体との間に緊張関係が生まれる。既存団体は、日常的にやることが一杯あり、それ以上のことができない。また、長年にわたり同じ人が取り組んでいるため、定年退職した人が新たに入ろうとしても入れない状況にある。そういう人が新しい組織をつくることになる。
- ・ まちづくりは、1つの団体がやっているとは言い難い状況であり、対立や緊張関係もあるが、3年ほどすると同じ地域のことを考えているのだからと不完全ではあるものの連携の動きが生まれる。
- ・ 地域では、多様な団体が、それぞれ自分たちの地域を良い地域にしたいと取り組んでいる。色々なモデルケースを検討しながら、将来像を見つけることが重要である。

(委員長)

- ・ F 委員の仰ったのは特別な緊迫した課題があった場合の例である。何も無いとき、あるいは何も無いと皆が思っている平常時からどうやって連携していくかが課題だ。

(G 委員)

- ・ 【資料2 - 1】(3)の「活動したくてもできない人」について「子育て中の親」が例示してある。子育ては、地域とつながっており、また、常時動いている課題である。地域で子育てして仲間づくりをやっている人は、地域への愛着心が強い。子どもが大きくなると、地域に何か貢献したいと思うようになる。地域の中で子育て支援を行おうとするが、事故等の際、誰が責任をとるかが課題となる。そこで壁にぶつかることが多い。行政はそれをバックアップする必要がある。
- ・ 自治会を重視しているが、ややもすると画一的になってしまう。参画・協働のポイントは、多様なパターンをどう位置づけるかである。ここをがっちり押さえないといけない。常時、動いている課題にどう柔軟に対応しているかが重要である。

(D 委員)

- ・ 【資料2 - 1】(3)の「活動したくてもできない人(子育て中の親、・・・)」の子育て中の親に抵抗がある。自治会の活動に、小さな子どもを連れて参加してくれる人もある。意識の問題であり、意識をどう持ってもらうかが大事である。

(H 委員)

- ・ 自治会は、行政と協力して、我が町を良くしていきたいと思っている。参画・協働の受け止め方はやはり都市と郡部では違う。自治会と NPO の連携は非常に大きな力になるが、現状では、なかなか難しい。
- ・ 県議員も地元の行政に、なぜ今、参画・協働が必要なのかを訴えてほしい。県や市、行政と団体などの垣根を外して、参画と協働を進めていく努力をしたい。

(I 委員)

- ・ 【資料2 - 1】【資料2 - 2】に関して、条例に従って(1)～(5)の枠組みでまとめざるを得ないのだろうが、このように書くことによって、総花的になってしまい、どの場面を想定して、誰に対して支援するのかがぼんやりしてしまう。
- ・ 県は、これまでどのような施策で何をめざして支援してきたのか、評価をしておかないといけないのか。
- ・ 総花的になってもいいが、従来と違う施策をつくれぬか。例えば、多様な団体を地域にどうやってつくるか、新しいコーディネートのしくみをつくるために、誰にどんな支援をするのか。これらを支援指針、推進計画に書いておかないといけない。
- ・ 県として何ができるか、誰に何ができるか、誰と誰がどの状態で、どの段階でどのリソースを提供するのか。参画・協働の推進に向けて、ポイントはどれかを打ち出していかないといけない。

(J 委員)

- ・ 自治会の会員や民生委員が、身軽に行動するために団体、組織から離れて個人として組織を立ち上げることも多いが、他の団体との関係で円滑に進められていないのも事実である。人間関係が大きな障害になっている。尊重し合う関係をどうつくるかが課題である。
- ・ 総合政策部会で議論している地域プランナーのイメージは確定していないが、内容を固めてしまわずに、地域づくり活動の展開に向けて実験として地域に調査委託してはどうか。これらの成果を持ち寄って育てていくことが必要である。

(B 委員)

- ・ 【資料2 - 1】【資料2 - 2】にいろいろ記載されているが、ある程度、行政が頑張らないといけない。そのうえで地域での活動をどう支援し、どのように各地域団体等に渡していくかを考えないといけない。また、人と人をつなげていくコーディネーター、プランナーが重要である。
- ・ そういう意味でも全体を見ながら団体をつなげていく中間支援組織が重要になってくる。従来行政が担っていた役割をアウトソーシング的に市民に手渡していく受け皿になるのも中間支援組織の基本的役割だ。
- ・ 【資料2 - 1】(4)に記載されている相互連携のためのしくみをつくっていかないといけない。

(G 委員)

- ・ 参画・協働ですべてうまくいくというのは甘い。B委員は、連携を調整という言葉で表された。調整・連携が機能するためには、中間支援組織の役割も大きいし、多様な主体と連携するように自治会も様変わりしないといけない。
- ・ 地域づくりにおいて行政のやるべき仕事があることを再確認しないといけない。第一に、施設づくりは必要である。大規模なものである必要はない。民間施設を借り上げるという方法もある。いずれにしてもドロップ・イン施設(たまり場)をつく

らないといけない。

- ・ 第二に人材の問題もあるが、地元の能力のある人を使うことも必要である。第三は、カナダのリソースセンターのように情報システムがよく見えるようにする必要があり。第四として、カナダのように、バックアップのための保険制度の充実が重要である。

#### (I 委員)

- ・ 【資料2 - 1】の主体が、個人なのか団体なのかは別にして、地域ごとに工夫して頑張ってもらうことが基本である。そのうえで県民同士のパートナーシップに対して、県は何ができて、何をすべきか、これまでやってきたことを評価し、その上で止めるもの、新しく取り組むことを考えないといけない。どんな中間支援組織をつくりたいかを想定して補助する、県としてはこのような施設を必要と考えて支援する、といった視点が必要ではないか。
- ・ 県として想定しているものは何かを表す、その通りになったのかの事後評価も必要である。この点をはっきりさせないといけない。単に支援すれば良いというものではない。県のスタンスをはっきりさせる必要がある。

#### (K 委員)

- ・ I 委員のおっしゃったことが重要だと思う。
- ・ 県は何をするのかについてだが、【資料1】の「参画と協働の推進に向けて」に記載されている「コラボレーションのしかけづくり、社会的実験としてのフィールドワークの実施」だけをやればよいのではないか。
- ・ 【資料2 - 1】は、 、 、 のレベルまで書けば十分ではないか。これ以上の細かいことは、本来、地域で考えないといけないことである。県はそのためのしくみづくりのみすれば良い。また、こうしないといけないと押し付けるべきではない。

#### (C 委員)

- ・ 県民にとって、最も分かりにくいのは中間支援組織である。我々企業人が中間支援組織と言うときにそれぞれが異なったイメージを持っているように思う。共通認識が必要ではないか。

#### (G 委員)

- ・ 調整を県がやるかどうかというと、そうではないだろうと思う。県民が地域活動に取り組んで、そこから出てくる課題の解決に向けて県は支援するという態度でよい。しかし、支援の中身は徹底しないといけない。

#### (委員長)

- ・ 兵庫県は、阪神・淡路大震災を体験したが、その非日常体験での参画・協働はある程度機能した。それを生かして、日常的な状況で参画・協働を推進していくことを考えたい。

- ・ 兵庫県の「県民の参画と協働の推進に関する条例」は、県民と県民のパートナーシップに特色がある。できるだけしぼりにならないように、それぞれ参画・協働をしようという人たちが、自律し、自分たちの責任でやってもらえるようなしくみを考えないといけない。
- ・ 資料2 - 1、2 - 2に記載されているのは、列挙ではなく例挙と理解すべきである。それぞれやりながら考えて、修正が必要なら変えていけばよい。
- ・ どこまで県がして、どこまで県が責任を取れるのかをクリアにする必要がある。
- ・ 中間支援組織というが、県が業務予算でやっているようなものは参画・協働とは言えないだろう。

(事務局)

- ・ 熱心にご議論いただき、感謝する。次回は、骨子(素案)についてご意見を賜りたいと考えているので、よろしくをお願いしたい。

4. 閉会